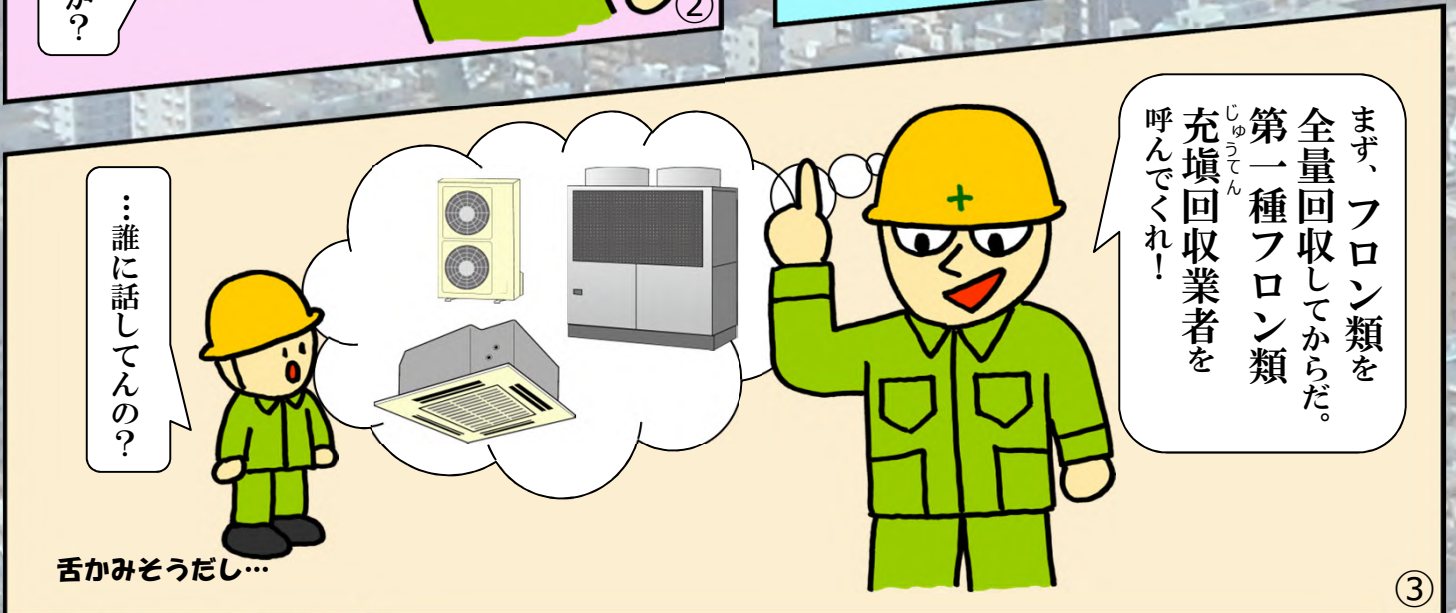




そのビルの解体



まず、**フロン**でしょ!

フロン類をみだりに大気中に放出すると
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
が科せられます。

▼ウラもご覧ください▼

ステップ1

- ・ 元請業者は、設備（エアコン、冷凍冷蔵設備、冷水器などの業務用冷凍空調機器）にフロン類が使われているか調べる。* 1
- ・ 元請業者は発注者に、その結果について書面を交付して説明する。



ステップ2

- ・ フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者^{じゅうてん}に依頼する。* 2 (法41条)
- ・ 発注者は、フロン類回収に必要な費用をきちんと負担しなければならない。



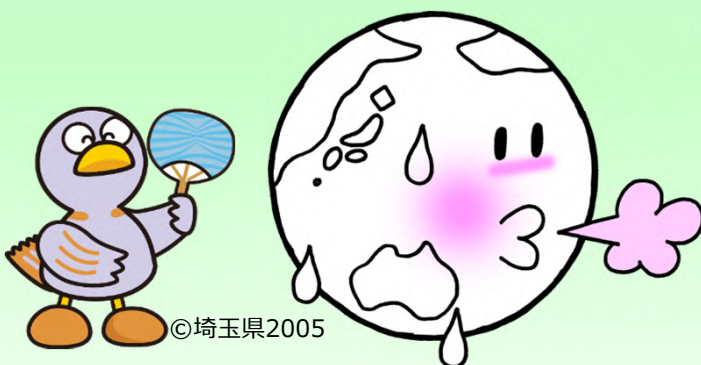
ステップ3

- ・ フロン類をみだりに大気中に放出してはならない。(法86条)
- ・ フロン類を回収し終わってから、解体を開始する。

* 1 業務用冷凍空調機器の調べ方

- ① 室外機の銘板、シールや取扱説明書を確認する。
- ② ①で確認できない場合は、機器のメーカーや販売店に問い合わせる。

* 2 第一種フロン類充填回収業者の一覧は、県のホームページに掲載されています。



フロン類は地球温暖化の原因となります

フロン類は、二酸化炭素の数百倍から1万倍超もの温室効果があり、少し漏れただけでも大きな影響があります。

<問合せ> 埼玉県環境部大気環境課 規制担当
電話：048-830-3058 FAX：048-830-4772

埼玉県 フロン排出抑制法

検索